

平成30年8月

定例教育委員会会議

会議録

平成30年8月9日開催

会 議 録

開催日時	平成30年8月9日(木)		午後2時40分 開会	午後5時28分 閉会
場 所	旭川市教育委員会 会議室			
出席者	教育長及び委員	教育長 赤岡 昌弘, <small>教育長職務代理者</small> 滝山 義之, 委員 杉山 信治 委員 近藤 美保, 委員 本田 哲嗣		
	事務局 説明員	学校教育部長 野崎 幸宏 学校教育部次長 山川 俊巳 学校教育部次長 林上 敦裕 学校教育部次長 岩崎 昌美 学校教育部次長 石原 伸広 教育指導課長 佐藤 潤一 教職員担当課長 佐々木 康成 教育政策課主幹 伊藤 敦子 教育政策課主幹 水野 泰子 学務課長補佐 森松 知子 学務課主査 長井 恵 教育指導課主査 秋元 秀夫	社会教育部長 大鷹 明 社会教育部次長 酒井 睦元 社会教育課長 樽井 里美 社会教育課 中村 香菜子	
	事務局 職員	教育政策課主査 中村 星子 教育政策課 星 由里夏 同 高野 由布紀		
傍 聴 者	1人			
公開・非公開の別	一部非公開			
会 議 次 第	1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 ・議案第1号 平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について ・議案第2号 平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について ・議案第3号 旧旭川市立旭川第1中学校校舎等跡利用候補者選定委員会委員の委嘱について ・議案第4号 旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について ・報告第1号 旭川市立学校職員の処分内申(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・議案第3号 平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について 5 報告事項			

- (1) 旭川市学校教育基本計画の策定について
- (2) 旭川第2小学校における事故について
- (3) コミュニティ・スクールの導入について
- (4) 登下校時における児童生徒等の安全確保について
- (5) 平成31年旭川市成人を祝うつどいの開催について
- (6) ジオパーク構想推進協議会の設立について
- (7) 平成30年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について

6 その他

7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
教 育 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成30年8月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
教 育 長	<p>本日の会議録署名委員は、滝山委員、本田委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
教 育 長	<p>会議録ですが、平成30年4月定例教育委員会会議（平成30年4月19日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員	<p>ありません。</p>
各 教 育 長	<p>御意見がありませんので、平成30年4月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、平成30年4月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、平成30年5月定例教育委員会会議（平成30年5月21日開催）、平成30年6月定例教育委員会会議（平成30年6月6日開催）及び平成30年7月定例教育委員会会議（平成30年7月20日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>
各 教 育 長	<p>「異議なし。」と認め、平成30年5月定例教育委員会会議、平成30年6月定例教育委員会会議及び平成30年7月定例教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p> <p>《 審 議 事 項 》</p>
教 育 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第2号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、議案第3号「旧旭川市立旭川第1中学校校舎等跡利用候補者選定委員会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川第2小学校における事故について」、報告事項（6）「ジオパーク構想推進協議会の設立について」、報告事項（7）「平成30年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」及び平成30年7月20日付け提出の議案第3号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員	<p>異議ありません。</p>

「異議なし。」と認め、議案第2号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、議案第3号「旧旭川市立旭川第1中学校校舎等跡利用候補者選定委員会委員の委嘱について」、議案第4号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川第2小学校における事故について」、報告事項（6）「ジオパーク構想推進協議会の設立について」、報告事項（7）「平成30年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」及び平成30年7月20日付け提出の議案第3号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。

議案第1号「平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、説明願います。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、毎年行うこととされており、今年4月の定例教育委員会会議におきまして、実施方法について御決定いただいた後、学校教育部と社会教育部が、それぞれ作業を進めてまいりました。このたび、別冊のとおり当報告書を作成いたしましたので、評価手法と評価結果、学識経験者の意見と教育委員会の考え方を御説明申し上げます。

まず、「学校教育基本計画」に基づく、点検・評価についてでございますが、評価手法につきましては、報告書6ページの上の方でございますが、「学校教育基本計画」を構成する四つの「成果目標」における、成果指標それぞれにつきまして、7ページにありますように、平成29年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として達成状況を示し、さらに、「未達成」の指標につきましては、平成28年度の実績値との比較を示しております。

また、9ページからになります、「基本施策」における「主な取組」では、例えば10ページ、11ページなどにありますように、具体的に取組内容を記述しまして、12ページなどがございますけれども、「今後の課題と改善に向けた方向性」では、評価指標や施策事業の進捗状況などを踏まえた上で、今後、必要とされる取組を記述しております。

評価結果につきましては、8ページの上段です。学校教育部の37の「成果指標」の達成状況が、その表の中に示されております。

次に、「社会教育基本計画」に基づく点検・評価でございます。

評価手法につきましては、6ページの下の方です。「社会教育基本計画」の二つの「基本理念」を達成するために五つの「基本目標」を掲げ、「基本目標」ごとに、目指すべき状況である「成果目標」を設定しており、この「成果目標」を数値で客観的に状況を把握するため、「成果指標」を設定しております。

なお、点検評価の構成と記載方法につきましては、学校教育部と同様となっております。

評価結果につきましては、8ページの下段です。社会教育部の表になっておりまして、41の「成果指標」の達成状況となっております。

次に、「学識経験者の意見」でございます。59ページの上の方にありますとおり、市内の大学のお二人の先生に依頼し、当報告書への意見をいただき記載するとともに、意見に対する教育委員会の考え方を併せて記載しております。

お二人の方からは、幾つかかいつまんで申し上げますと、記載箇所を特定せずに申し上げますけれども、今後も重要な教育施策について、市長と密接に連携し、迅速かつ具体的な対応をお願いしたい、学校教育基本計画に基づく点検・評価については、取組の内容が具体的に記載されており、

推進経過が分かりやすいなどの意見のほか、学校評価制度をはじめとする、様々な報告文書の作成に関わって、学校の管理職や教職員の負担増になっていないか、その在り方や中身について検証する必要がある、家庭学習の習慣化が基礎・基本の定着に直結すると考えるので、今後も取組を強化し、継続してほしいなどの意見がございました。

社会教育に関しましては、63ページからになります。こちらも箇所を特定せずに幾つか申し上げますと、中央図書館における開館時間の延長や学習支援などの取組が評価できる、ボランティアを求めている人とボランティアに参加したい人のマッチングがワンストップでできるようなシステムがあると良いのではないかと、身近にいつも音楽や美術があるような街であることも大切であり、実施する文化事業が一般市民にとって敷居の高いイメージがないか検討することや、コンクールの入賞作品等が広く市民の目に触れるような工夫が必要ではないかなどの御意見をいただきました。

今後、評価結果や学識経験者の意見を踏まえまして、教育行政の改善に向け検討していくとともに、現在策定しております学校教育基本計画ですとか次年度の教育行政方針に反映させてまいりたいと考えております。

本日の会議で御審議いただきまして、決定した報告書につきましては、9月に開催されます市議会の経済文教常任委員会に提出しまして報告するとともに、ホームページに掲載するなど、広く市民へ公表してまいります。

教 育 長

議案第1号「平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」、御意見、御質問等がありますか。

各 委 員 長

ありません。

各 委 員 長

それでは、議案第1号「平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各 委 員 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第1号「平成30年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について」は、原案どおり決定します。

林上学校教育部次長

次に、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。

平成30年7月2日付けから平成30年7月17日付けまでの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要がありましたので、教育長が臨時に代理したものです。

教 育 長

人事異動の内容につきましては、報告第2号別紙のとおりです。

各 委 員 長

報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。

各 委 員 長

ありません。

各 委 員 長

それでは、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。

異議ありません。

「異議なし。」と認め、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。

《 報 告 事 項 》

教 育 長

それでは、報告事項に入ります。

水野教育政策課主幹

報告事項（1）「旭川市学校教育基本計画の策定について」、報告願います。

旭川市学校教育基本計画の策定については、現在、作業が若干遅れてはおりますが、これまで作業を進めての経過などについて御説明いたします。

まず1点目、本日、御説明いたしまして、次の教育委員会会議で御意見をいただきたいと考えておりますのは、二つありまして、一つ目は、基本計画の構成及びレイアウトイメージについて、二つ目が、現計画と新計画

の施策事業の在り方や、基本施策や基本目標との関連などについてです。

それでは、資料を用いて、御説明します。

まず、基本計画の構成及びレイアウトのイメージについてですが、資料1を御覧ください。1ページ目が、構成案となっております。

項立てにつきましては、御覧のとおりとしております。

続きまして、レイアウトのイメージについては、2ページから6ページまでに示しておりますが、新しい計画では、現計画の内容を踏まえつつ、できるだけ平易な言葉で記載するとともに、図や表などを用いて、分かりやすく作成したいと考えております。また、一般的になじみのない教育用語などについては、巻末に解説を付けたいと考えております。文字量や文字の大きさなどのイメージは、2ページから3ページのように考えております。

4ページの「計画の体系」の内容につきましては、後ほど御説明いたします。

5ページは、各基本目標ごとの各基本施策についてのイメージとなっております。上段は、社会の要請や国の第3期教育振興基本計画、新学習指導要領などの情勢や背景、求められていることなどについて記載しております。

中段は、施策の考え方で、本市の現状や現計画での成果・課題、施策推進の方向性や考え方、具体的に取り組む内容などについて記載しています。

下段は、主な取組とその概要、それに関わる資料ページを、各取組ごとに示しております。

ここでは、取組の具体が分からないとお感じになられたことと思っておりますが、6ページを御覧ください。5ページの主な取組ごとに、資料編において、基本施策、主な取組、事業などに通し番号を付し、事業等の名称と、事業の概要及び方向性について、上段のように、年次計画を併せて記載するほか、事業等の性格上、数値化することが難しい、又は、なじまない、そぐわないと考えられるような事業につきましては、中段や下段のように、方向性を中心とした記述にとどめる必要があるものと考えているところです。

現計画では、計画当初にこれらのことも含め記載しておりましたが、各取組に係る事業等には、予算を伴う事業もあり、毎年度、状況が変わることが想定されますので、新計画では、資料編として記載することとし、毎年度、予算も含め、進捗状況や成果・課題なども踏まえて見直しをすることで、より実態等に即した計画としたいと考えているところです。

次に、二つ目といたしまして、現計画と新計画の施策事業の在り方や、基本施策、基本目標との関連などについてですが、A3版の資料2「計画の体系（たたき台）」を御覧ください。

まず左側は、現在の旭川市学校教育基本計画（改訂版）の体系と施策事業です。

今回、基本計画を策定するに当たって、法令や学習指導要領上で求められている度合いと施策の充実度合いの観点から、現計画の施策事業を評価して、各事業内容の最初に◎△などの記号を付して示しております。

その記号の内容につきましては、上段の中央にありますとおりです。

現計画の取組については、御説明した評価のとおり、学習指導要領の改訂による取組度合いの濃淡や具体の事業に若干の変化はございますが、新計画に移行させており、資料では現計画の施策事業から新計画の施策事業に矢印を結び示しております。

矢印とつながっている右半分の中央側は、新計画の施策事業として記載しているものです。その右側の、主な取組、基本施策、基本目標、また、上段の基本理念や目指す子ども像は現段階で整理しているものです。

なお、この資料は、施策事業のつながりを表すために、便宜上、左右対称として作成しております。

また、現計画の一番左側が基本目標でその次が成果目標となっておりますが、この内容をこれまで評価してきておりますが、なかなか評価しにくい部分ですとか、また、基本目標の説明的な内容となっていることなどから、新計画では成果目標に替えて、基本目標に説明を付して整理をしてみましたところでは。

前回の基本計画の見直しから5年が経過しておりますが、この5年で、例えば、子どもの貧困対策や安全確保などの新しい時代の要請や学習指導要領の改訂などがあり、新しい取組が必要となっているものもあります。

現段階で新たに記載している主な取組といたしましては、4点ありまして、1点目が、主な取組の上から6番目「新しい時代に対応した教育の推進」につきましては、これまでも情報教育や英語教育に取り組んでまいりましたが、例えばプログラミング学習やグローバル化への対応などがますます求められていることから、改めて計画に記載しております。

2点目が、更に三つ下がったところの主な取組「危機管理体制の整備」として、児童生徒の安全安心の確保や、本市でも避難所が開設されるほどの大雨など自然災害もあったことから災害時の対応など、危機管理の重要性が一層高まっていることもあり、改めて記載しております。

3点目が、下から四つ目の主な取組「学校の組織力向上」として、働き方改革、学校マネジメントの充実を記載しております。

それから4点目として、その一つ下の「ふるさとキャリア教育の充実」につきましては、5月に「未来を担う子どもの教育」をテーマに、市長と旭川市PTA連合会との意見交換会がありまして、その中でもキャリア教育の充実や郷土愛の醸成などに係る意見が多く出されたこともありまして、地域の人材や施設などの教育資源を活用した職場体験や体験活動の充実についても、改めて記載しております。

また、主な取組ではございませんが、下から二つ目の主な取組「地域との連携・協働の推進」の中の一つとして、コミュニティ・スクールの導入・推進がありまして、今年度からモデル地区で取り組んでおり、新たに現段階で掲載しているところでは。

今回お示ししているものは、まだ現段階での整理ということでありまして、施策事業の記載なども、まだ具体的に落とし込めていないものがあるなど、あくまでたたき台ではありますが、皆様から御意見をいただきまして、事業や取組、施策をどこに位置付けるか、目標なども含め、その内容はもとより、組替えなども行いたいと考えております。目標や施策などからは、なかなかイメージが湧かない部分もあると思ひまして、現計画の施策事業からボトムアップで整理したところでは。

資料2につきましては、現計画と新計画の施策事業の在り方や、基本施策や基本目標との関連などについて、施策事業を中心に御意見をいただければ有り難いと考えております。

2点目は資料がございませんが、旭川市学校教育基本計画懇話会について、第2回目の会議を8月7日に開催いたしました。懇話会では、本日お配りしている資料1及び資料2を用いて説明し、活発な意見交換がなされました。

いただいた御意見を幾つか挙げますと、「キャリア教育とふるさと教育を合わせて、ふるさとキャリア教育として基本目標3に位置付けているけれども、基本目標1の未来を生き抜く力のベースになるのがキャリア教育ではないか。」ということで、「もう少し子ども寄りに、子どもたちの未来を考えて、ふるさと教育とキャリア教育は分けてもいいのではないか。」といった御意見や、現計画の施策事業を評価している部分について、「△で施策の充実度合いが低いものについては、更に検証あるいは改善が必要なのではないか。」、それから「子どもたち自身が地域の一員として、自覚を持てるように、地域活動への参画の機会の提供などがあるとよい。」、「新

学習指導要領で重視されている小学校と幼稚園・保育所等の連携は大切に
してほしい。」「目指す子ども像で、夢や目標の実現とあるが、夢や目標
を探す機会の提供が必要で、例えば、文化や芸術など本物に触れる機会や、
様々な人や物、考え方に触れたりする機会などの提供ということ盛り込
んでは。」という御意見をいただいているところです。

これらの懇話会でいただいた御意見、また、次回、教育委員の皆様は御
意見をいただきたくて考えておりますけれども、それらの御意見を参考に
させていただきながら、整理を進めていきたいと考えております。

回りの教育委員会会議では、一つ目は、基本計画の構成及びレイアウト
イメージについて、二つ目は、現計画と新計画の施策事業の在り方や、基
本施策や基本目標との関連などについて、御意見をいただきたくて考えて
おりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に3点目、旭川市の児童生徒の教育に関するアンケート、市民アン
ケートの調査結果でございます。資料3の1枚目を御覧ください。まだ単
純集計の段階ですが、速報として御報告いたします。

アンケートの集計結果ですが、発送の3千人に対して、御回答いただ
いた方が994人、回収率33.1%という結果でございます。

この結果、今回のアンケートにつきましては、統計学的には信頼度が
94%ということになりまして、市民全体の総意というものを一定程度、
捉えることができたと考えております。

集計結果は資料を御覧いただきたくと思いますが、例えば、問4(1)
の確かな学力の育成に関して、特に、旭川市の児童生徒に身に付けさせたい
と考えるものとしては、「基礎的・基本的な知識及び技能」と回答した
方が最も多く67.5%となっているほか、問5の生きる力のほか、旭川
市の児童生徒の教育に関して、今後重点的に推進すべきと考えるものとし
て、66.2%の方が「児童生徒の安全・安心」と回答されているなどの
集計結果となっております。

今後、年齢などとのクロス集計も行いながら、その結果も踏まえて、計
画を策定してまいりたいと考えております。

教 育 長 報告事項(1)「旭川市学校教育基本計画の策定について」、御意見、御
滝 山 委 員 質問等はありますか。

現計画と新計画で、基本目標の順番が変わったということですか。現計
画では基本目標1が「家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりの推進」
で、その次の基本目標2が「確かな学力を育成し、社会で自立的に生きて
いく基礎を培う教育の推進」ですが、新計画では学力に関係する「子ども
たちに未来を生き抜く力を育む」を基本目標1に上げてきたということ
でよいのですか。

教 育 長 あえて「子どもたちに未来を生き抜く力を育む」を1番目に持ってきた
ということですよ。

水野教育政策課主幹 今のところ総合計画との関係で、総合計画の施策1・2・3の順番に
対
応する形で整理して掲載しております。必ずしもこの順番でなければなら
ないということではないのですが、現段階としてはこういう形で整理して
おります。

教 育 長 総合計画の順番ということですか。気体・液体・固体とあるとすれば、計
画の段階がまだ液体ぐらいの状態です。懇話会と教育委員会会議での並
行した御意見をいただきながら、どんどん変わっていく状況にあると思
いますので、そういう御意見をいただければと思います。

杉 山 委 員 先ほど予算の関係があるなどのことから、成果目標を明示しない方が
い
いだろうというお話がありましたけれども、この基本計画の段階で明示し
ないで、どこかの段階で目標設定はするのですか。例えば先ほど説明の
あ
った点検・評価報告書などでも、目標値があつて、それとの比較で評価
し
ているわけですよ。ですから、長期にわたる目標設定が難しいというの

水野教育政策課主幹	<p>はよく分かるのだけれども、どこかのタイミングで、例えば2年間なり3年間なり先の目標設定を考えているのですか。</p>
教 育 長	<p>資料1の一番最後にありますように、資料編としてまとめて掲載するという形を採ろうと考えておりまして、この中で数値的な目標を示すことができるものについては、示したいと考えております。</p>
学校教育部長	<p>定量的なものは示すけれども、定性的なものは、場合によっては示さないこともあるということです。</p>
杉 山 委 員 学校教育部長	<p>現計画の成果目標の書き方が、いわゆる言葉で書いているものになっていて、何々を何々いたしますというところで終わっているものですから、この形については説明ということで整理をしていきたいと考えているところです。先ほど水野の方からも説明がありましたように、数値で個別の指標を置けるものについては、置いていくというのが基本的な考え方になると思っておりますし、点検・評価もそういう形で進めておりますので、できるだけやれるものについてはやっていきたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>その基本のところは変わらないということですね。</p>
水野教育政策課主幹	<p>はい。</p> <p>本日の資料は、素案の概要版となっておりますので、こういう形で進めようとしているということを御理解いただきまして、この全体について次回に御意見をいただくということです。</p>
教 育 長	<p>もし分からないところなどがあれば、御連絡をいただければ有り難いですし、次回、御意見をいただければと思います。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>特にこの場で、ここだけは言っておきたいということはありませんでしょうか。</p> <p>懇話会では、地域活動への参画や連携など、いろいろ良い意見が出ているようですので、懇話会の意見もしっかりと重視したいと思えます。また、少し気になるのは、計画を作るときには前計画の総括が大体あります。そういうものがどこに入っているのか分からないのですが、それも意識した方が、計画の連続性がありますし、そういう部分は定番ですので、考えたいと思えます。定性的な評価か定量的な評価かは別として、前の計画はこうだったが、こういう課題があるので、こうするというものがあるといいと思えます。</p>
各 委 員 教 育 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>特に項目については、今の時代これが必要ではないかということもあろうかと思えますし、新規の項目でも構いませんので、次回、その辺をお聞きしたいと思いますのですが、よろしいですか。</p>
水野教育政策課主幹	<p>はい。</p> <p>それでは、報告事項(1)「旭川市学校教育基本計画の策定について」は、報告を受けたこととします。</p>
水野教育政策課主幹	<p>次に、報告事項(3)「コミュニティ・スクールの導入について」、報告願います。</p>
水野教育政策課主幹	<p>コミュニティ・スクールの導入に当たりましては、これまで推進してきた小中連携・一貫教育を踏まえまして、今年度は、旭川中学校区、神楽中学校区、春光台中学校区の3中学校区で導入に向け、準備を進めているところです。</p>
水野教育政策課主幹	<p>各モデル校の校長や校長会などとも意見交換を行いながら、検討を重ねた中で、中学校区ごとに小中連携の度合いも様々であり、また、通学区域が入り組んでいたり、一つの小学校から複数の中学校に進学したりするなどもありまして、学校運営協議会の設置のイメージを小中連携の進捗度合いや地域事情などに対応できるよう、資料のように三つの形態に整理いたしました。</p>
水野教育政策課主幹	<p>資料の左側から連携型、連携強化型、一体型と整理しておりまして、連</p>

携型と連携強化型は各学校に学校運営協議会を設置し、一体型については、中学校区に一つの学校運営協議会を設置することとしています。一体型の場合については、個別の事案に対応するために、各学校に設置する協議会と同じような役割を持たせた「学校部会」を設置することもできるようにしたいと考えております。

なお、導入に当たっては、各中学校区において検討し、どの段階から進めていくか、決めていただきたいと考えており、モデル地区では、神楽中学校区が連携強化型、春光台中学校区と旭川中学校区は一体型で取組を進めていただいているところです。

三つに整理し御説明しましたが、必ずしもこの枠にはめるということではなく、連携の度合いなど地区ごとの実情に応じて、例えば連携型と連携強化型の間の段階から導入していくこともあると思いますし、連携を更に進めていくことによって、一体型から更に上の一貫型に進むこともあると考えております。

このように地域の実情に応じたところから始めていただき、連携を深めていただこうというところが、本市の特徴とも言えると考えております。

7月には校長会議などの機会を捉えて、学校に対して説明したほか、7月11日には主に校長を対象に、8月7日には教職員を対象に研修会を開催したところです。

10月には、保護者や地域住民などを対象とした研修会、また、三笠市で開催される「全国コミュニティ・スクール研究大会」にもモデル地区の関係者も含めまして、参加したいと考えております。

今後も様々な機会を通じて、制度の理解を深める取組を実施いたしますとともに、1月の導入を目指し、準備を進めてまいります。

教 育 長

報告事項(3)「コミュニティ・スクールの導入について」、御意見、御質問等がありますか。

水野教育政策課主幹

連携型と連携強化型の違いを簡単に説明してもらえますか。

コミュニティ・スクールの一番の役割として学校運営の基本方針の承認というものがあります。一体型であれば、全てという形にはならないのですけれども、中学校区で骨格部分が共有されていて、そのことについて承認を受けるという形になりますが、連携強化型では骨格部分の共有化を連携型よりも更に進めているという形です。

教 育 長

一体型ではなくて、連携型と連携強化型についてです。

水野教育政策課主幹

連携強化型では、骨格部分の共有化が進められています。連携型は、表の中央の主な機能①の「学校運営の基本方針の承認」のところを見ていただくと、二つ目で「承認された基本方針について、中学校区内での連携会議等を通じて情報共有されている。」となっており、この部分は連携強化型も同じなのですけれども、その下の「中学校区で、学校運営の基本方針の骨格部分の共有化が進められている。」というところが追加されております。さらに、その下の「学校運営に関する意見」の項目では、各学校の学校運営協議会で意見を述べるのですけれども、出された意見については、どちらも連携会議等を通じて状況共有されているという状態ですが、連携強化型では、情報共有されて、必要に応じて取組等を進めているという状態と考えております。

教 育 長

正に連携がより強化されているということですね。

水野教育政策課主幹

はい。

学校教育部長

少し分かりにくいのですけれども、一体型と連携型が基本になると考えております。小中連携を進めている中では、基本的には中学校区をベースに置いていきたいというのが基本的な考え方としてありますが、そこにこだわっていくと、コミュニティ・スクールが進みにくいという可能性がありますので、まずはコミュニティ・スクールを導入していき、その中で中学校区を意識した進め方をして、最終的には一体型を目指していただきました。

教 育 長	いと考えております。小中連携の進み方の度合いも、それぞれの中学校区で違いがありますから、コミュニティ・スクールを導入していくということでまずは進めていきたいというのが、この三つのモデル地区での導入ということになったと捉えていただきたいと思います。
近 藤 委 員	連携型から連携強化型、一体型へと、左から右へのベクトルがあるというイメージです。
学 校 教 育 部 長	これを見ると、一体型は、「中学校区で、学校運営の基本方針の骨格部分が共有されている。」ということですから、何校かの学校運営の基本方針で同じ部分があるということですか。
本 田 委 員	基本的には、そういうことです。中学校区としていわゆる小中連携が完成されている中でコミュニティ・スクールが入っているという状態です。各学校ごとに部会を設置することも考えられますが、あくまでもコミュニティ・スクールとしては中学校区で三つの小中学校で一つという形を目指していきたいという、まずはそれぞれの学校でコミュニティ・スクールを入れていただきながら連携を深めていってということですか。
学 校 教 育 部 長	用語の解説をしていただきたいのが、学校運営の基本方針の骨格とは何かということですか。この言葉を使うのであれば、骨格とは何かというのを統一しないと、それぞれのグループで物差しが違う受け取られ方になると厳しいのではないかと思います。市教委のイメージと各中学校区の考えていることとのずれが出ると困りますし、学校運営の基本方針の骨格と聞かれて、校長は何と答えるのだろうと思います。イメージがみんなそれぞれ違う可能性があるので、用語の説明が必要ではないかと思います。
本 田 委 員	今は取りあえずモデル地区3箇所ということで、一応私どもも関わり合いを持ちながらできるところではあります。一般化した形で全体に広げていくときには、是非そういうことも定義しながらやっていきたいと思っております。
教 育 長	連携強化型になれば、一体型に移行しやすいと思われれます。いつまでも連携型で進められたら、これでいいのだろうということでは終わってしまうのではないかとこの道筋をきちんとしていくことがいいのではないかと思います。ただ、地域実態や校区実態があるので、一概にはそれが言えない中での苦肉の策がこの連携強化型だと思われるので、それは理解します。使う用語は人によってイメージが違う場合があって、やはりある程度の示唆や規定をしないといけないのではないかと思います。
本 田 委 員	一体型は、先進自治体では三鷹市型で、三鷹市の学園のような形でしっかりと中学校区が出来上がっている所のイメージです。ところが旭川市は校区がばらばらだったり、複雑だったり、地域のエリアと合っていなかったりするので、そういう中で次善の策として連携型・連携強化型というのがあると思います。校区がそろってくれば、やりやすくなると思います。
教 育 長 本 田 委 員	適正配置が進んで、この小学校からこの中学校へというのがある程度固定されるといいのですが、研修会で講師の方も言っていましたけれども、そういう校区は聞いたことがありませんと一蹴されてしまいました。それで旭川とは違うのだなと思いました。
教 育 長 本 田 委 員	旭川市は難しい状況です。 旭川市は非常に難しいのだということは、研修会後に学びました。
各 委 員 教 育 長	それでも挑戦していこうとしているのが旭川市です。 他に御意見、御質問等がありますか。
各 委 員 教 育 長	ありません。 それでは、報告事項(3)「コミュニティ・スクールの導入について」は、報告を受けたこととします。
	次に、報告事項(4)「登下校時における児童生徒等の安全確保について」、報告願います。

石原学校教育部長	<p>登下校時における児童生徒の安全確保については、報告事項（４）資料の登下校防犯プランが平成30年6月22日付けで警察庁、文部科学省、国土交通省、厚生労働省などで構成される登下校時の子どもの安全確保に関する関係閣僚会議においてまとめられているところがございます。その背景といたしましては、平成30年5月、新潟市で下校途中の7歳の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したことが大きな契機となっているところがございますが、このほか、子どもの被害は、登下校時、特に15時から18時までの下校時間帯に集中していること、地域の既存の防犯ボランティアの高齢化や担い手不足の現状があること、そして、共働き世帯の増加による下校、帰宅時間の在り方の多様化、こういったものが挙げられておりまして、見守り空白地帯の発生による子どもの危険を取り除くため、登下校時の総合的な防犯対策の強化が急務とされているところがございます。</p>
	<p>登下校防犯プランの主な概要といたしましては、登下校時の総合的な防犯対策として、地域における連携の強化、通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善、不審者情報等の共有及び迅速な対応、多様な担い手による見守りの活性化、そして、子どもの危険回避に関する対策の推進の五つの柱が掲げられておりまして、このうち通学路の合同点検につきましては、全ての公立小学校等の通学路等について教育委員会、学校、地域、警察などが連携して、平成30年9月末までに実施することとされています。</p>
	<p>これを受け、北海道教育委員会からも7月20日付けで、中学校も対象とすること、そして、「防犯」、「防災」、「交通安全」の観点から総合的な点検・対策とするといった通知もあったところがございます。</p>
	<p>市教委といたしましても、これらを踏まえプランに基づく取組を進めてまいります。まずは合同点検の実施に向け、現在、小・中学校が連携しながら、防犯、そして防災の観点から危険箇所の抽出を行っているところがございます。今後、それらを取りまとめ、9月末までには関係機関と協力しながら合同点検を完了する予定であり、その後、合同点検の結果に基づき、要対策箇所の抽出、対策の協議、対策案の作成、そして対策の実施、さらには対策結果の取りまとめを行ってまいりたいと考えております。</p>
	<p>本日は途中経過の報告となりますけれども、合同点検等が終了して結果等がまとまり次第、改めて報告させていただきたいと考えております。</p>
教 育 長	<p>報告事項（４）「登下校時における児童生徒等の安全確保について」、御意見、御質問等がありますか。</p>
近 藤 委 員	<p>この通学路というのは、どこからどこまでを通学路として見て点検をしていくのでしょうか。</p>
石原学校教育部長	<p>通学路につきましては、学校で定めている通学路全体ということになりますが、通知の中には通学路以外も含めて点検するということになっておりますので、広く道路全般ということになります。</p>
近 藤 委 員	<p>市内全てということになるのでしょうか。私の子どもが通っている学校だけでも恐らく通学路だけで30とおそらくあると思います。</p>
石原学校教育部長	<p>改めて点検することもあります。学校で安全マップを作成しておりまして、普段から危険箇所の把握はされているという現状もありますので、日頃、危険箇所と捉えている中で、さらに、官民による合同点検等が必要な場所を抽出していただくようなイメージになりまして、再点検も含めてやっていただくというスキームになっております。</p>
近 藤 委 員	<p>今回の防犯プランの趣旨というのは、不審者などがメインということですよ。常時ある学校の安全マップは、どちらかというと交通事故などに重きを置いているので、チェックする観点が全然違ってくるのではないかと思います。9月末までには終わらせるのはなかなか大変ですね。</p>
教 育 長	<p>この危険箇所というのは、どういう所をイメージしているのですか。</p>
石原学校教育部長	<p>イメージとしては、例えば、国からもチェックポイントが示されている</p>

のですが、河川敷や堤防沿いなどで、木が生い茂っていて、引き込まれやすいですとか、空き家の中でも例えば窓が割れていて、人がいるかないかが分かりにくくなっている、公園でも草が生い茂っていてトイレなどに引き込まれても分からないような場所になっているですとか、さらに、不審者情報などがこれまで警察に寄せられているですとか、そういった情報がある場所をイメージしています。

教 育 長
石原学校教育部次長

どちらかと言えば防災というよりも、防犯に寄っているのですね。

本 田 委 員

はい。防犯に寄っています。ですが、防災という観点もあって、地震でブロック塀が倒れて小学生が亡くなった事故もありました。ブロック塀についても、倒れそうなブロック塀がないか、建築基準法で2.2メートル以上のコンクリートブロックは設置できないことになっているので、そういったことも含めて点検していただくように各学校にはお願いしています。

教 育 長
石原学校教育部次長

情報を学校からのみ取るというのは簡単なのですが、抜けることがあります。その地域に住む保護者や住民が危険だと思うものが一番危険だと思われるので、できたら保護者や市民委員会、地域まちづくり推進協議会などにも危険箇所を教えてもらうように働き掛け、一緒に作るなど集約の仕方を工夫する必要があると思います。学校によって、個人情報ということになると大変ですが、子どもを守るという観点から言うと、少なくとも保護者にも見てもらわなければならないと思います。

近 藤 委 員

保護者や地域の人も実施主体に入っていますよね。

学校で愛のパトロール活動を保護者と一体となっていてやっているところもありますし、合同点検等に当たっては、市民委員会の防犯部などにも協力を仰ぎながら行っていきたいと考えております。

石原学校教育部次長

先ほどの安全マップの作成のときは、私の子どもが通っている学校は、全保護者に毎年必ず危険箇所はないかどうかを確認してしまして、ボランティアで学年ごとに月別に道路に立って子どもの見守りをするのですが、そういうときに気付いたことや、冬は冬で雪山が危なくなっている所などを保護者に対しても確認しています。愛のパトロールは現状として恐らく市内どこの学校も参加人数はとても多いけれども、保護者の参加はとても少なくなっています。ですが、あの辺りは不審者が出るとか、夕方、暗くなったらそこには街灯がないから、ここからここまではとても暗くて危険だなどの情報はやはり保護者が一番持っているので、各学校でできればPTAにも通知を出して、そういう情報を集めてもらうというのが一番早いのではないかと思います。子どもたちの安全に関わることなので、情報を寄せてくださいとお願いすれば、負担にならずに普通のプリントと一緒に出せると思います。中には、あの家の人が怪しいという情報もあるかもしれませんが、そういう防犯に関することなどを広く集めるのであれば、学校と保護者に協力してもらうというのも大事だと思います。

近 藤 委 員

今回、PTAに改めて危険箇所に関する通知などはしていないのですけれども、今まで安全マップを作成する際には、保護者からの意見を踏まえて学校で把握している部分がありますので、過去の蓄積などを活用しながらということで、学校にも抽出をお願いしております。今回だけではなく、今後毎年継続するような形になるのではないかと考えておりますので、そういった際には改めて学校から保護者、PTA、地区の方の意見等も聞く機会を設けていきたいと考えております。

本 田 委 員

先ほど本田委員もおっしゃったのですけれども、こちら側の立場として一番心配なのが、集約して結果として出したものの、情報を集めるところに穴があり、何か起こったときには大変なことになるので、そういう対策としてもやはりできることはやっておいた方がいいと思います。

学校に行かせるというのは保護者の役割であるけれども、最近学校がそれをやらなくてはいけないという、その意識の違いから大きなそごが生まれているような気がします。

近藤委員	こういう時代ですし、自分たちの子どもは自分たちでも責任を持ってという保護者の意識付けをするためにも良い機会だと思います。
教育長	欧米などでは、通学は保護者や地域の範ちゅうで、先生方は学校の中のことということで分けているのですけれども、日本の場合は少しその辺が曖昧になっています。そういった中で、働き方改革としても、保護者の意識をこういうところでも変えていかなければならないのかもしれないかもしれません。
各委員	他に御意見、御質問等がありますか。
教育長	ありません。
各委員	それでは、報告事項（４）「登下校時における児童生徒等の安全確保について」は、報告を受けたこととします。
各委員	次に、報告事項（５）「平成３１年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、報告願います。
社会教育課長	議案書の１１ページと１２ページになります。平成３１年旭川市成人を祝うつどいにつきましては、例年どおり、実行委員会を組織しまして、つどいの企画、運営を行うこととしました。市内の企業への推薦依頼に加え一般公募を実施したところ、１２ページになりますが、新成人１１名の推薦を市内の企業からいただき、また、一般公募により大学生１名の応募がございましたので、１２名で実行委員会を構成したところでございます。
社会教育課長	第１回目の会議は７月に開催いたしました。その中で、実行委員長などの役員や、各委員の役割を決定したほか、事業計画についても協議しまして、１１ページのとおり、「平成３１年旭川市成人を祝うつどい」事業計画概要を決定したところでございます。
社会教育課長	開催日時につきましては、来年１月１４日の成人の日の午前と午後の２部に分けてまして、午前は１１時、午後は２時から、また、会場は例年と同じく旭川市民文化会館大ホールで行います。
社会教育課長	主催につきましては、旭川市成人を祝うつどい実行委員会、旭川市、旭川市教育委員会の三者によることとなっております。
社会教育課長	当日の次第についてであります。昨年同様で、開会、オープニング、実行委員長の挨拶の後、旭川市長のお祝いのことば、来賓・主催者の紹介、２０歳のメッセージと続き、アトラクションを行いまして閉会となります。
社会教育課長	また、エンタランス等でも催事を計画しております。
社会教育課長	なお、平成２０年の成人式から記念品が廃止になっておりましたが、今年度につきましては、平成最後の記念となる成人式であることから、新成人の方に記念品を配付することを予定しております。
社会教育課長	これらの具体的な内容につきましては、今後、実行委員会で検討していくこととなります。
教育長	報告事項（５）「平成３１年旭川市成人を祝うつどいの開催について」、御意見、御質問等がありますか。
教育長	旭川信金さんには実行委員会で大変お世話になっております。ありがとうございます。
杉山委員	新成人が２０歳なのか１８歳なのかという問題がありますよね。祝うタイミングもどちらにしたら良いのだろうということがあります。平成３１年は変えないという前提でこれは組んでいますけれども、ほかの市町村も大体そのような感じなのですか。
社会教育課長	成人が１８歳になるのは、２０２２年の４月からということで、平成３１年はまだ２０歳が成人ですので、基本は変えておりません。
教育長	変更になるのは何年後ですか。
社会教育課長	４年後です。
教育長	来年はこれまでどおりということですか。
社会教育課長	民法が変わることに関して１８歳なのか１９歳、２０歳なのかという部分は、今後いろいろな意見や、国の方でもいろいろと考えてはいるようで、その辺の動向や他都市の状況も調査しながら決めていきたいと思っております。

<p>教 育 長 社会教育課長</p>	<p>ます。 記念品は何とか考えたいということですね。 昨年は市民の方から、自分たちのときに記念品があったので、自分の子どもが昨年何も持って帰ってこなかったけれども、記念品を置いてきたのではないかという問合せがありまして、そうではなくて記念品はありませんという話をしたこともありますし、議会の質疑でも記念品があった方がよいのではないかというお話もあった中で、平成最後ということもありますので、今年度は記念品を出す方向で考えております。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>予算が少ないので、単価にすると200円前後になってしまうため、非常に厳しい状況です。それで心に残る記念品をとというのは、至難の業です。</p>
<p>各 委 員 長 教 育 長</p>	<p>他に御意見、御質問等がありますか。 ありません。 それでは、報告事項(5)「平成31年旭川市成人を祝うつどいの開催について」は、報告を受けたこととします。</p>
<p>教 育 長 各 委 員 長 事 務 局 職 員</p>	<p>《 そ の 他 》 他に、何かありますか。 ありません。 ありません。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>《 秘 密 会 》 ここからは、秘密会といたしますが、既に傍聴の方が退席されていますので、このまま進めさせていただきます。 【議案第3号、議案第4号、報告第1号、報告第3号、報告事項(2)、報告事項(6)及び報告事項(7)については、非公開】</p>
<p>教 育 長</p>	<p>暫時休憩いたします。 (社会教育部事務局員退室、学務課及び教育指導課事務局員入室)</p>
<p>教 育 長</p>	<p>再開いたします。 議案第2号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、説明願います。</p>
<p>岩崎学校教育部次長</p>	<p>平成30年7月定例教育委員会会議で、中学校用「特別の教科 道徳」以外の平成31年度に旭川市立小中学校で使用される教科用図書を採択いただいたところでございますが、特別支援学級等において当該教科用図書を使用することが適当でない場合、児童・生徒一人一人の障害の種類・程度や能力等に応じた内容のものを教科用図書として使用することができるように、「1 本市が採択した文部科学省検定済教科書の下学年用及び同一内容の拡大教科書」、「2 特別支援学校知的障害者用の文部科学省著作教科書」及び「3 北海道教育委員会が採択する「平成31年度使用小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用一般図書採択一覧」に掲載されている一般図書」を採択することについて、御審議いただきます。 なお、北海道教育委員会が採択する「平成31年度使用小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用一般図書採択一覧」に掲載されている一般図書につきましては、本日配付いたしました、平成30年8月6日付け教義第507号で北海道教育庁学校教育局義務教育課長から通知された「平成31年度使用小学部及び中学部を置く道立特別支援学校用教科用図書の採</p>

教 育 長	<p>採択について」の4枚目以降に添付されております。</p> <p>議案第2号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、御意見、御質問等がありますか。</p> <p>なかなか分かりにくい中身ですが、特別支援教育で使用する教科用図書の一般図書の採択ということです。現物もここにはないので、判断がつかない部分もあるかと思いますが、これについては、提示のとおりになっていて、採択された後、それぞれの先生がどれを使うのか、この中から選ぶという形になります。</p>
各 委 員 長	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、議案第2号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第2号「平成31年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」は、原案どおり決定します。</p>
岩崎学校教育部次長	<p>次に、平成30年7月20日付け提出の議案第3号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択について」を議題としたいと思います。事務局から何かありますか。</p> <p>7月18日に旭川市教科書調査委員会から教育委員会に提出された答申書につきましては、前回の教育委員会会議で御指摘をいただいておりますたとおり、表現が統一されていない部分がございます。御指摘をいただき、旭川市教科書調査委員会において、答申書の確認を行ったところ、5箇所について修正があったため、修正を行ったとの報告があり、先日、修正されたものが提出されました。</p>
教 育 長	<p>本日、皆様に修正後の答申書及び修正箇所をまとめたものを配付しておりますので、御確認ください。</p> <p>答申書の修正ということで、前回、調査委員会から提出されたものについて、委員から、「一冊のノート」という教材において、他発行者と同様の記載内容ではないのかという指摘があり、修正を行ったものです。それに伴い、他のところも何か所か併せて修正しています。文言の関係で、平仮名を漢字にしたり、内容に深く関わる部分ではありません。</p>
教育指導課長	<p>他に、何かありますか。</p> <p>旭川市の児童生徒の道徳性に関わる状況について、御説明いたします。</p> <p>本日配付しました資料を御覧ください。</p> <p>この資料は、今年度実施されました全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の調査結果を基に旭川市の児童生徒の道徳性に関わる状況について、昨年作成し、既に委員の皆様へ御覧いただいております「旭川市立小・中学校教育課程編成の指針 特別の教科 道徳編」の第1章を平成30年度版としてまとめたものです。</p> <p>昨年度の小学校の教科用図書の採択において、重点としました三つの内容項目を黄色の網掛けで示しております。「個性の伸長」、「家族愛、家庭生活の充実」、「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」に関わる三つの質問について、肯定的に回答した本市児童生徒の割合につきましては、平成30年度におきましても、他の質問項目に肯定的に回答した割合より低い状況が見られました。しかしながら、今年度、「個性の伸長」に関わる質問に肯定的に回答した児童生徒の割合は小学校で80%、中学校で70%を上回るなど、三つの内容項目については改善の傾向が見られております。</p> <p>また、ピンク色で網掛けしております「親切・思いやり」、「自然愛護」</p>

		<p>につきましては、今年度の教科書調査委員会が重点的に調査した内容に関する質問です。「親切・思いやり」に関する質問につきましては、今年度の調査でこの質問はございませんでしたが、昨年度までの各年度において、小・中学校ともに肯定的に回答した児童生徒の割合は80%を上回っている状況です。</p> <p>また、今年度は理科の調査が実施され、「自然愛護」に関わる質問が実施されました。小・中学校ともに肯定的に回答した児童生徒の割合は、平成27年度の調査結果よりも増加している状況が見られたところです。</p>
教 育 長		<p>直近の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて旭川市の子どものウィークポイントとされている部分について、その後伸びているのか、それともどういう傾向に今回はあったのかということの説明でした。このことを踏まえ、採択の参考にしてほしいということでもあります。</p>
事 務 局 職 員 長	教 育 長	<p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>それでは、審議を行います。</p> <p>前回、7月20日の教育委員会会議の確認ですが、採択方針を確認した後、教科書調査委員会委員長による調査研究の報告と質疑を行ったところです。その際、各委員には調査委員会からの答申書を読んでいただき、教科書についても再度読み、本日は審議対象とすべきと考える教科書について、できれば発表してもらえればということも含めて協議をしたところです。</p> <p>もう一つ確認したいのですが、本市の生徒にふさわしい教科書を採択するためにも、まずは議論を尽くしたいと考えております。全会一致が望ましいのですが、それが難しい場合は投票という可能性を排除せず、ひとまず審議を尽くすというような姿勢で進めていきたいと思っておりますがよろしいですか。</p>
各 委 員 長	教 育 長	<p>異議ありません。</p> <p>それでは、審議対象とすべきと考える教科書について、順に発表してもらおうという進め方でよろしいですか。他に、何かありますか。</p>
杉 山 委 員 長	教 育 長	<p>具体的に言うと、各自がどの発行者の教科書がいかを1者発表するということですか。</p> <p>1者ではなく、審議の対象とすべきであろう発行者の教科書を複数者言っていたかどうかと思っております。それが4者でも5者、3者でもかまわないと思うのですが、1者に決めて発表するのではなく、審議対象とするかどうかを発表する形です。</p>
近 藤 委 員 長	教 育 長	<p>これは選ばないというものから外していくというのはどうですか。</p> <p>その方法は、難しくはないでしょうか。前は半分くらいに絞っていきましたが、良い教科書がたくさんあるかもしれないし、場合によっては2冊かもしれないので、数にはこだわらずに進めていきたいと思うのですがどうでしょうか。そのほかに良い方法はありますか。</p>
杉 山 委 員 長	教 育 長	<p>では、前回と同様に、まずそれぞれが発表して絞り込むということですね。</p> <p>ただ、そこで漏れたものも少し残しながら、復活することもあるかもしれません。</p>
杉 山 委 員 長	本 田 委 員 長	<p>本田委員が作った資料について、事前に説明されることはありますか。</p> <p>これは題材一覧ですが、文部科学省の読み物資料というのはやはり各者が採用している傾向にあって、これはこれまでに道徳の時間の指導法などがある程度確立されている資料だと私は思っています。ですから、やはりそれを使っているということとはとても大事なことで、全てを新しくすることは、指導法や指導内容まで全部新しくしなくてはならないので、良いものはやはり良いというふうに捉えていただけるように網掛けをしています。それから、この資料は、皆さんがメモされたりチェックされる</p>

ためのメモ用紙だと思っていただければと思います。自分も読んでいて確認するためのものですから、内容的にどうという話ではありません。

先ほどの旭川市の子どもの実態という話は以前から言われていて、自己肯定感という言葉が随分使われています。「足袋の季節」の「よりよく生きる喜び」という指導項目について、中学校の学習指導要領の解説の中に自己肯定感という言葉が出てきています。また、「足袋の季節」は各者とも使っていたので、良い教材なのだろうと思いましたが、「よりよく生きる喜び」が最終的に自己肯定感につながるということなので、こういったことをお互い共通認識した上で読んでいくのが良いのかなと思いました。教科書なので、いろいろな題材が出てきて良いので、一つの資料として作成しました。

私が教科書を選ぶときの視点として、発問があります。発問を見たときに、国語の学習のような発問ばかりが並んでいたり、あまりに浅い発問もふさわしくないとします。そういうことを見るために、同じ題材の各者の発問を比較する資料を2枚付けています。

教 育 長
本 田 委 員

特に発問の仕方は発行者によって違いますよね。

やはり読み物資料といっても、国語ではないということと、中学校なので小学校よりも長い教材が多く、1時間で終わるかと言われたときに、長い教材ばかりでは難しいです。昨年も話題になりましたが、22項目で35時間ですから、必ずしも教科書の全ての教材を全部やりなさいということではないと思います。そういったことを加味しながら皆さんで検討してはいかがかなと思いました。

教 育 長

「足袋の季節」のストーリーは小樽に勤めていた主人公が、上役に頼まれて買い物に行き支払をした際、おばあさんに嘘を付いたことがずっと気に掛かっていて、今度謝りに行こうと思っていたらそのおばあさんが亡くなっていたという話でした。

滝 山 委 員
本 田 委 員

同じ話でも発行者によって話の膨らみが違いました。

子どもは採択された教科書を基に学ぶので、そうなった時に適しているか適していないかということにもなります。それから、小学校の道徳は昨年度教科書を採択して、今年度授業で使っていますが、中学校も実は学び方を学ばない限り、幾ら良い教科書を採択し、指導者が指導しても、読みなさいで終わると困るなということがあったので、そういったことも視点にしたいと思います。加えて、いじめの問題を題材として扱っている発行者とコラムとして扱っている発行者がありました。

教 育 長
本 田 委 員

扱っている発行者は何者かありましたよね。

採択する際には、静ひつな環境の中で審議を尽くすという条件が付いているので、教育長が言われたようにそれぞれが言っていくしかないと思いますが、対象としないものを先に言うという話もありましたけれども、良いところをそれぞれ言っていく、最大公約数的に絞ることがよいのではないかと思います。

教 育 長

難しいところですが、ひとまず、これを選ぶというよりも、数は問いませんので、審議の対象にすべきものとしてこれは外せないだろうというものを発表してもらおうような形でいかがですか。

各 委 員
教 育 長
本 田 委 員

異議ありません。

それでは、本田委員から理由も含めてお願いします。

私は、東京書籍、教育出版、日本文教出版、廣済堂あかつきの4者です。比較した内容としては、学び方を学ばせる教科書としてどれが良いのかということと子どもが道徳は嫌だなとならないようなわくわくする教科書はどれかということです。教師をやっていて一番苦勞するのは、学び方をしっかり学ばせない限り、好きにならないだろうということで、その視点から見ました。学び方を学ばせる上で必要なことにノートの問題がありますが、ある程度研究されている別冊のノートを用意している廣済堂あかつき

と日本文教出版は対象として残していいと思いました。ただ、その内容の善し悪しについては、皆さんと話し合う中でお伝えしたいと思います。それから、感動する題材があるかという視点は欠かせないと思い、この4者を候補として残すことにしました。教科書の大きさや重さのことに触れ、それを理由で決めたとされると困りますが、見るからに大判というのは厳しいと感じました。他の教科書に比べて、重さも大きさもあるだろうし、学校に教科書を置いていくことが認められればいいのかもしれないけれども、家でも読んでほしい教科書があったらということもありましたので、やはりそういったことも考慮しないとイケないと思います。私はこの視点で4者を選びました。

教 育 長
杉 山 委 員

杉山委員はどうですか。

読んでいく中で同じような教材がたくさん出てくるので、選択の基準を考えたときに、前回小学校の採択の際にも話題になりましたが、どの先生が教えても一定程度の考える力を与えられる、それから子どもたち自身が自分で考えられる教科書の方が良いのだろうなということです。デザインやイラストが優れているものは確かに良いですが、一番肝心なのは発問の仕方だろうと思いました。デザインやイラスト、発問を考えたときに、どうかと思った発行者が何者かあったのと、どの発行者もユニークさを意識するよりも、どちらかと言うと定番の話を教材に持ってきて、その教材を使っていかに分かりやすく教えられるようにしようかという発想が見受けられました。その中で、小学校の際にも話題になりましたが、別冊があることが負担になるのかどうかということです。小学校の時には、どの道ワークシートは作るのだから大した負担にはならないという前提で話をし、日本文教出版になりました。今回も日本文教出版と廣濟堂あかつきは別冊のノートが付いていて、そのノートの作り方も日本文教出版と廣濟堂あかつきでは随分違いました。どちらが良いのかということでは、日本文教出版の方が題材にとってもマッチしていて生徒の負担感が少なくて良いのだろうと思いました。廣濟堂あかつきは道徳で教えたい内容項目が整理されていて、それはそれで良いものになっていました。ですが、教科書とノートの連携が悪い部分があり、かなり生徒の負担になるだろうとも思いました。自分の中で点数を付けてみたところ、やはり日本文教出版と廣濟堂あかつきが一番良く、それに続いて学研教育みらいと教育出版が良いと思いました。

教 育 長
滝 山 委 員

滝山委員お願いします。

私は、一通り読んで、点数付けしました。全てに良い話が載っているわけではなく、いろいろな題材が載っているのですが、それをまとめていったところ、光村図書出版、日本文教出版、廣濟堂あかつきが良いと思いました。日本文教出版と廣濟堂あかつきに関しては、別冊もあるということとお話の内容、発問が多く別冊に書かれており、これならということで選びました。光村図書出版を選んだのは、最後の発問が多くあるということと、こういう見方もあるのかと思うような題材や発問があったところ。題材の中に桃太郎のお話がありましたが、最初読んでいたときは、なんだ桃太郎の話かと思ったのですが、最後のページのイラストを見て、なるほどこういう見方もあるのかと思いました。

教 育 長
滝 山 委 員

「私のおとうさんは、桃太郎というやつに殺されました。」というところですね。

滝 山 委 員

そうです。子どもたちはこれを見て、一面だけではなく、もう片方から見るといろいろなことがあるという問い掛けが光村図書出版にはあるような感じがして、そういう考えるものがあるのも良いのかなと思いました。日本文教出版と廣濟堂あかつきに関しては、先ほども言ったように別冊があるということと、別冊があるからまとめやすくなっているのではないかと思います。自分の中で点数を付けていった中で、ほとんど大きな差は

教 育 長
近 藤 委 員

ないのですが、この3者が少し良かったので、この3者を選びました。

近藤委員はどうか。

私は、まず自分の中で二重丸を付けたのが日本文教出版です。別冊についてはあまり考えずに、別冊のノートも使えるけれども、それを置いておいても全ての教科書を読んだ中で、話の内容が感動するものなどバラエティに富んでいて良かったということと、教科書の中に豆知識のような、その題材に少し関わりがあるものなど雑学のようなものが載っていて、ブレイクタイムにもなるし、子どもたちにも分かりやすく知ってほしいものが載っているのもポイントの一つでした。次が、廣済堂あかつきです。廣済堂あかつきは3・4問ずつ載っている発問の数がちょうど良いと思いました。偉人の言葉が載っているのも実は好きな部分で、7月の教育委員会会議で、これは要るのかという話にもなりましたが、子どもたちにとって知識として良いのかなと思いました。ですが、廣済堂あかつきの別冊を見てみると、題材とは別に考えさせるような内容だと感じました。ここまでやるのは授業時間内では負担になるのではないかと思いましたが、考えたい子が自分で学習するには良いと思いました。東京書籍は、他の発行者に比べて読みやすかったです。同じ内容が載っていても、字体やバランスが良いので簡単そうに見えるので、1年生や2年生には良いと思いました。発問も最後に2問程度あり、その問い掛けも難しくなく、良かったです。もう1者は教育出版と光村図書出版で悩むところです。光村図書出版は桃太郎のお話も印象に残りましたし、発問の仕方は良いと思ったのですが、数が多いかなと思い教育出版にしたいと思います。

教 育 長
近 藤 委 員

無理に4者に絞らなくても良いです。

教育出版が他の3者よりもポイントが下がる場所は、冒頭の表題の下にちょっとした発問があるところです。それが先入観を持たせてしまうのではないかというところがマイナスポイントでした。それでは、私は教育出版を除いた最初の3者でお願いします。

教 育 長

私は、家族愛や自己肯定感といった部分で最初は選んでいこうと思ったのですが、どの発行者も扱っていて、大きな差はないことが分かりました。その中で内容にこだわって試行錯誤した結果、順番はないのですが、良いと思った1者目は東京書籍です。道徳の各内容項目について非常にバランスの取れた扱いになっているという点と、「いじめのない世界へ」というシリーズがあり、いじめに関する教材について、非常に読み応えがあると感じました。郷土愛についても十分に載っていますが、それと併せて、郷土愛から一步進んだ、地域をどうしていこうかという地方創生に関わる話が載っているのも良いと思いました。また、身近なところで道徳を考えられそうな地域素材として、北海道の素材が8教材載っているのもとても良かったです。もう1者は日本文教出版です。日本文教出版は考え議論する道徳ということをかなり意識していて、対話的な学びという点で、話合いの写真が載っているのはどうかなとも思いましたが、授業に躍動感を与えるという部分について工夫がされていると思いました。それから、伝統や文化に関する内容を取り上げた教材のページや自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどのページが比較的多く、自己肯定感や郷土愛につながる部分があると思いました。これはあまり関係ないのかもしれませんが、小学校との連続性という部分はどうかだろうと思いました。本来の筋とは違うのかもしれませんが、そういった部分もあると考えました。もう1者は光村図書出版です。これは正に考えたくなる語り合いたくなるといった心を揺さぶる教科書で、先ほどの桃太郎もそうですが、非常に見方が多面的多角的で価値観が多様化しているものがそのまま道徳になっているような感じを受けました。これには良い面と悪い面があるのかもしれませんが、答えが一つではないというか、かなり深いところにあるような感じがして、学習指導要領でも多面的多角的に捉えて自分の生き方につい

ての考えを深めるという、難しいことになるかもしれませんが、深めるという学習を意図している教材だと思いました。光村図書出版も北海道の地域素材を3年間で11教材と多用しており、この点もポイントが高かったです。もう1者は、この3者とは一線を画すのですが、教育出版です。教育出版は郷土芸能や伝統文化という部分の題材がとても多いと感じました。読みやすさも感じた一方で、自己肯定感という意味では題材の数と質が少し弱いかと思いましたが、一応選びました。廣濟堂あかつきは別冊の存在がさすがに重たいかと思いましたが、皆さんが残すということであれば残したいと思います。ですから、4者選ぶとしたら、光村図書出版、日本文教出版、東京書籍、教育出版です。

みなさんに理由も含めてお話いただきましたが、ここで一旦整理したいと思います。本田委員が東京書籍、日本文教出版、教育出版、廣濟堂あかつき。杉山委員が日本文教出版、廣濟堂あかつき、教育出版、学研教育みらい。滝山委員が光村図書出版、日本文教出版、廣濟堂あかつき。近藤委員が日本文教出版、廣濟堂あかつき、東京書籍。私が東京書籍、光村図書出版、日本文教出版、教育出版です。

本田委員 廣濟堂あかつきは、別冊のノートに書いてある内容が正に教科書の内容で、別冊があれば教科書が要らないと感じたので、同じ別冊のある日本文教出版と比較するために残しましたが、廣濟堂あかつきを外します。

教育長 全員が残したのはどこですか。

近藤委員 日本文教出版です。

本田委員 全員が残したからといって、それを選ばなくてはいけないということではないと思います。

日本文教出版は生活に根ざした道徳になっているので、いじめの部分が随分色濃く出ていて、「特別の教科 道徳」のねらいは達成されているのではないかと思います。やはり、道徳の時間が機能していない状況から機能させるとなった時に、話し合いの仕方を教えずに話し合いなさいといってもできないと思います。ですが、いじめのイラストでも、小学校の教室の絵を使って中学校でこれはいじめか、いじめではないかと聞くのはどうなのかという発行者もありました。他人事ではなく、切実感を持たせるために話し合うので、そういったことを主張した発行者を選びたいと思いました。少なくとも旭川市の主張はそこにあるべきだと思います。

杉山委員 日本文教出版は1年間の学習の流れをよく考えていました。学ぶべき時に学ぶべきテーマになっていますし、いじめのこともユニットで構成し、いろいろなタイミングでできるようになっていて、この作り込みの仕方は相当考えられている教科書だと思いました。

教育長 実践的で分かりやすい教科書でした。

杉山委員 生活感がありました。中には、A B C Dというように文部科学省が作っているテーマごとに題材を並べている教科書がありました。もちろんカリキュラムは別に作るのですが、教科書の作りとしてみなが思いました。日本文教出版は、この時期だからこのテーマというようによく考えられていると思いました。

本田委員 教科書に直接個人情報であるプロフィールを書かせる発行者もありましたが、それもどうなのかと思いました。

教育長 発行者別に集計した結果はどうなっていますか。

岩崎学校教育部次長 東京書籍が本田委員、近藤委員、教育長の3人、教育出版が本田委員、杉山委員、教育長の3人、光村図書出版が滝山委員、教育長の2人、日本文教出版が本田委員、杉山委員、滝山委員、近藤委員、教育長の5人、学研教育みらいが杉山委員の1人、廣濟堂あかつきが杉山委員、滝山委員、近藤委員の3人です。

教育長 ありがとうございます。他にこれが良いと思うものがある人はいませんか。

本 田 委 員	私は日本文教出版が良いと思っています。なぜなら、教科ですから評価があります。その評価を何を基にして行うかとなったときに、教科書を集めるということになるのかということです。他の発行者は教科書に書きなさいとしています。果たして中学生が自分のことを書くのでしょうか。評価をする際に100%ノートを活用する必要はないにしても、やはり自分と語るためには自分のノートが必要になります。発行者の中には、ノートなどに書くとしているところもありましたが、そのノートは自分で用意することになります。しかし、白紙のノートに何を書くのかという話にもなります。そして、日本文教出版は道徳性を評価していません。それはやってはいけないことですし、それをそのまま受け取って評価してもいけません。ですから、ノートの扱いの点で廣済堂あかつきを外しました。それから、道徳というのは知識量を求めている教科ではありません。道徳性という言葉があるくらいですから、ある程度感動する題材が必要です。ですが、長ければ良い題材ということにもなりません。
教 育 長 本 田 委 員	日本文教出版の題材はコンパクトでしたよね。 そして、国語ではないので、発問が心情ばかりの発行者もどうなのかと思いました。
教 育 長 本 田 委 員	光村図書出版はそういう傾向がありました。 作りが国語的で、道徳的心情は深まるかもしれませんが、道徳的実践力までいくとなると、やはり自ら考え、自分たちで話し合っって議論していかないといけません。
教 育 長 滝 山 委 員	光村図書出版は道徳を超えて文学になっているようなところがあって、それがどうなのかと思う部分もありました。
本 田 委 員	必ず見方を変えてというのがあります。深いのですが、深すぎるかもしれません。
近 藤 委 員	読み物としては良いのですが、授業として扱ったときに一単位時間50分で消化しきれぬのか、よほど高いレベルでなければこの発問はできないなと思いました。
教 育 長 本 田 委 員	最後の考える観点のところを読んで、光村図書出版は授業内では収まらないと感じました。 その懸念はありました。 それから、近藤委員がおっしゃっていたように、表題の下の質問はいかにかと感じました。道徳の時間の最初に、今日はこれをやるとなってしまうえば考える必要が無くなってしまふことが考えられます。
教 育 長 本 田 委 員	いわゆる自己肯定感や家族愛、伝統・郷土愛について言われていますが、この部分はどこも遜色ありませんでした。
本 田 委 員 教 育 長	全部含まれていて、素晴らしいと思います。 全部含まれているので、あえて差別化するというのはなかなか難しかったです。
近 藤 委 員	私は日本文教出版を6番目に読んで、自分の中で初めて二重丸が付きましました。ですので、私は日本文教出版が一番良いと思います。
教 育 長 近 藤 委 員	しっくりきたんですね。 そうです。
滝 山 委 員	家族愛のところはほとんどが高得点で、ほかの教科書も良かったですが、日本文教出版は良かったです。
教 育 長 滝 山 委 員	バランスが良いのでしょうか。 そうです。
教 育 長 杉 山 委 員	この結果を見て、杉山委員はどうですか。 東京書籍は最初に読んだこともあって、もっと良い教科書があるだろうと思いき高い評価はしませんでした。光村図書出版は確かに分量が多く、読み物になっているなという印象を受けました。教育長がおっしゃったように郷土をテーマにしたものは東京書籍や光村図書出版は多いです。小学校

		の採択時にも話がありましたが、副読本で対応するということがあるのであれば、地元旭川や北海道が載っている必要があるかという、違うのではないかと思います。
教 育 長		数としては多くても、例えば京都や大阪の話が載っていてもぴんとこないところはあります。
本 田 委 員		活用してくれる教師がどれだけいるかという問題もありますが、北海道教育委員会の郷土資料もあるでしょうし、ただ単に北海道の教材が多いから良いということにはなりません。
杉 山 委 員		北海道の題材で言うと、植松電機の話が載っていました。
教 育 長		何回も出ていましたね。
杉 山 委 員		あの話は私も前から素晴らしい話だと思っていて、彼の本は何冊も読みました。講演に来てもらったこともありまして、ロケットを作るとは大したものです。
教 育 長		J A X Aなどと取引をしていますよ。
本 田 委 員		個人的には、重松清さんという作家のいじめについての話も良かったです。
教 育 長		あれも良かったですね。
本 田 委 員		重松清さんの文章は好き嫌いがあるかもしれないけれども、若いときから読んでいますが良い文章だなと思いました。
教 育 長		小檜山博さんの文章が載っている発行者もありました。原稿用紙を札幌で買ってきて、その原稿用紙しか使わないという話でした。
杉 山 委 員		小檜山さんのお話でしたね。
教 育 長		どこにも名前は書いていませんが、いろいろ散りばめられていました。
本 田 委 員		どれが駄目だというものもありますが、みんな似ていますよね。
教 育 長		全体として似ています。
杉 山 委 員		本日のお話で決まったような感じがしますが、どうでしょうか。
本 田 委 員		小学校の採択の時と同じで、集まってみたら同じですね。
教 育 長		どうでしょうか。
近 藤 委 員		みなさん残すというのはすごいですよね。
教 育 長		私はあまりありませんが、皆さんの中で順番はあると思います。滝山委員はどうですか。
滝 山 委 員		感動したものに点数を付けたのですが、やはり日本文教出版と光村図書出版が高いです。
教 育 長		そこは私と感覚が似ているかもしれません。
滝 山 委 員		やはり日本文教出版が入ってきます。
教 育 長		それでは、一致して議論は尽くされたということになるのでしょうか。
杉 山 委 員		もう少し議論した方が良いならば、2・3者に絞り込んでもう一度会議を開催してもいいですが、本日の話を聞いている限りでは日本文教出版が一番使いやすいのかと思います。
教 育 長		使いやすいということは私も言えると思います。
滝 山 委 員		バランスが取れたという視点からもそう言えます。
教 育 長		どんなに良い教材があってもそれがきちんと使われなくては意味がないので、実践的という意味では良いのかもしれませんが。
教 育 長		方向性は決まってきたようですが、ここでお諮りいたします。
		議案第3号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択について」は審議を尽くした結果、全員が良いとの意見である日本文教出版の教科用図書に決定するという御異議ありませんか。
各 委 員		異議ありません。
教 育 長		「異議なし。」と認め、全会一致で議案第3号「平成31年度から使用する旭川市立中学校用「特別の教科道徳」の教科用図書の採択について」は、日本文教出版に決定いたします。

教 育 長
各 委 員
事 務 局 職 員
教 育 長

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で平成30年8月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》